

富山県民福祉基本計画の改定について

1 計画の概要

(1) 計画の性格、位置づけ

- ・ 社会福祉法に基づく法定計画
- ・ 富山県民福祉条例に基づく基本計画

(2) 計画期間

- ・ 令和5年度から令和9年度までの5年間

(3) 計画の内容

- ・ 福祉に関する基本的かつ総合的な施策（富山県民福祉条例第11条）
- ・ 市町村地域福祉計画を支援するもの（社会福祉法第108条）

2 計画の検討スケジュール・・・資料4のとおり

参考：富山県民福祉基本計画の位置づけ

